告示

○内閣府告示第六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、スイス・リー・インターナショナル・エスイーが日本において保険業を行うことを平成二十三年二月二十五日付をもって免許したので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　外国損害保険会社等の商号、本店の所在地及び設立の年月日

商　　号　スイス・リー・インターナショナル・エスイー

本店の所在地　ルクセンブルク大公国、ルクセンブルクＬ―１２４６、アルバート・ボルシェット通り、２Ａ

設立の年月日　一九四九年三月十八日

二　外国損害保険会社等の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名

ルクセンブルク大公国

三　外国損害保険会社等の日本における代表者の氏名及び住所

氏　　名　ユルグ・シュトール

住　　所　東京都大田区田園調布二丁目四十九番八号

四　免許の種類

外国損害保険業免許

五　外国損害保険会社等の日本における主たる店舗

東京都千代田区大手町一丁目五番一号　大手町ファーストスクエアウエストタワー九階

○総務省告示第七十六号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市及び特別区を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年三月七日

総務大臣　片山　善博

都道府県名	市及び特別区名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	平成二十四年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
埼玉県	さいたま市	同右	同右
東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	同右	同右
神奈川県	川崎市	同右	同右
愛知県	名古屋市 豊明市	同右	同右
広島県	福山市	同右	
高知県	高知市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
佐賀県	鳥栖市	同右	同右
熊本県	荒尾市	同右	同右

○総務省告示第七十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十三年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十三年三月七日

総務大臣　片山　善博

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
茨城県	取手市	平成二十五年三月三十一日	
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市	同右	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。